

## 医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いします。

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。**ただし、対象病院に対しての保険給付※1から一定額を差し引くこととしています。**

※1 保険給付とは、保険者から病院に支払われる金額のことをいいます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、一定規模以上の対象となる病院では、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。この制度について、対象病院を拡大するとともに、「特別の料金」の額を引き上げます。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

## ■ 制度の内容（赤字・下線は、令和4年10月1日からの見直し内容）

|                                            |                                                                                 |                                         |                            |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------|
| 「特別の料金」の<br>対象となる病院                        | 特定機能病院<br>一般病床200床以上の地域医療支援病院<br><u>一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関</u> （令和5年3月頃の公表を予定）※2 |                                         |                            |
|                                            | 初診                                                                              | 他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者                   |                            |
| 「特別の料金」の<br>対象となる患者<br><br>対象とならない場合もあります。 | 再診                                                                              | 病院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者 |                            |
| 「特別の料金」※3                                  | 初診                                                                              | 医科                                      | 5,000円以上 → <u>7,000円以上</u> |
|                                            |                                                                                 | 歯科                                      | 3,000円以上 → <u>5,000円以上</u> |
|                                            | 再診                                                                              | 医科                                      | 2,500円以上 → <u>3,000円以上</u> |
|                                            |                                                                                 | 歯科                                      | 1,500円以上 → <u>1,900円以上</u> |

※2 新たに紹介受診重点医療機関になる病院の「特別の料金」については、紹介受診重点医療機関になってから半年間の経過措置があります。

※3 「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。消費税分を含めて、対象病院は上記の額以上の「特別の料金」を徴収します。

## ■ 患者の支払いイメージ（医科、一部負担金3割負担、初診の「特別の料金」を5000円から7000円とする場合）

